

議案第5号

全国森林環境税創設促進議員連盟規約の一部を改正する規約制定について

全国森林環境税創設促進議員連盟規約の一部を改正する規約を、別記のとおり制定するものとする。

平成26年7月17日 提出

平成26年7月 日

全国森林環境税創設促進議員連盟  
会長 板垣 一徳

「別 記」

平成 26 年全国森林環境税創設促進議員連盟規約第 号

全国森林環境税創設促進議員連盟規約の一部を改正する規約

全国森林環境税創設促進議員連盟規約（平成 6 年連盟規約第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中、「第 2 項の役員」を「前項の規定により新たに選任された役員」に改め、同条同項の次に次の 1 項を加える。

4 第 2 項の役員の候補者は、欠員となった役員の所属する議会から選出するものとする。ただし、各ブロックにおいて選出した場合は、当該各ブロックから選出された者を候補者とする。

第 11 条の次に次の 1 項を加える。

2 役員は、その任期が満了したときにおいても後任者が選任されるまでの間、その職務を行う。

第 18 条の次に次の 1 条を加える。

第 18 条の 2 役員会にブロック会議をおく。

2 ブロック会議は、役員会に意見を述べ、議事を提出することができる。

3 ブロック会議の議長には、会長及び副会長があたる。

附 則

この規約は、平成 26 年 7 月 17 日から施行する。

全国森林環境税創設促進議員連盟規約改正（案）

○改正の概要

役員が任期中に議員の職を離れ、または、議長の職を離れる等の理由により役員に欠員を生じたときの役員の選任については、当該議員または議長の所属する議会から選出される議員又は議長が残任期間その職にあたるものとする改正。

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>第1章～第2章（略）</p> <p>第3章 機関</p> <p>第1節 役員</p> <p>第8条 本会に次の役員をおく。選出は役員選出規定による。</p> <p>会 長 1名</p> <p>副会長 若干名</p> <p>理 事 若干名</p> <p>監 事 2名</p> <p>第9条 役員は、総会において選任する。</p> <p>2 役員に欠員が生じたときは、役員会において選任する。</p> <p>3 <u>前項の規定により新たに選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>第2項の役員の候補者は、欠員となった役員の所属する議会から選出するものとする。ただし、各ブロックにおいて選出した場合は、当該各ブロックから選出された者を候補者とする。</u></p> <p>第10条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、本会を代表する。</p> <p>3 理事は、本会の重要事項を審議する。</p> <p>4 監事は、会務の執行及び会計の適否を監査する。</p> <p>第11条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。</p> <p>2 <u>役員は、その任期が満了したときにおいても後任者が選任されるまでの間、その職務を行う。</u></p> <p>第2節（略）</p> <p>第3節 役員会</p> <p>第16条～第18条（略）</p> <p>第18条の2 <u>役員会にブロック会議をおく。</u></p> <p>2 <u>ブロック会議は、役員会に意見を述べ、議事を提出することができる。</u></p> <p>3 <u>ブロック会議の議長には、会長及び副会長があたる。</u></p> <p>(以下略)</p> | <p>第1章～第2章（略）</p> <p>第3章 機関</p> <p>第1節 役員</p> <p>第8条 本会に次の役員をおく。選出は役員選出規定による。</p> <p>会 長 1名</p> <p>副会長 若干名</p> <p>理 事 若干名</p> <p>監 事 2名</p> <p>第9条 役員は、総会において選任する。</p> <p>2 役員に欠員が生じたときは、役員会において選任する。</p> <p>3 <u>第2項の役員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。<br/>(加える。)</p> <p>第10条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、本会を代表する。</p> <p>3 理事は、本会の重要事項を審議する。</p> <p>4 監事は、会務の執行及び会計の適否を監査する。</p> <p>第11条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。<br/>(加える。)</p> <p>第2節（略）</p> <p>第3節 役員会</p> <p>第16条～第18条（略）<br/>(加える。)</p> <p>(以下略)</p> |